

部活動を目的とした越境通学(指定した通学区域以外から通学すること)はできません！

小平市立小・中学校では、住所地により通学する学校を指定しています。生活の本拠ではない場所（居住実態がない場所）に住民登録をすることは住民基本台帳法違反になりますので、行わないでください。

同時に小平市立中学校では、特定の部活動に在籍するために、越境通学（指定した通学区域以外から通学すること）を一切認めていません。

指定学校の変更及び区域外就学については、小平市指定学校変更許可及び区域外就学承諾に関する審査基準（以下、「審査基準」とする。）を確認してください。

下記につきまして、ご理解とご協力をお願いします。

記

①虚偽の住民登録は、住民基本台帳法違反になりますので行わないでください。

例）居住しないのに通学区域内のマンション等の部屋や住宅だけを借りて住民登録をする。

例）通学区域内の友人宅や親戚宅等に同居しないのに同居人等として住民登録をする。

例）通学区域内の住宅等にシェアハウスと称して、実際には居住しないのに住民登録をするなど
⇒実際には、転入前の住所地などの別の住宅等から通学する。

②教育委員会が、住所地に居住実態がないと判断した場合は、直ちに転校となります。

・学校及び教育委員会が予告なく不定期に居住調査をする場合があります。

③住所地以外から通学し事故等にあった際に保険対象外となる場合があります。

④中学生が区域外就学を申請する場合、審査基準及び下記を遵守してください。

・区域外就学の承諾にあたっては、通学に関して保護者が責任を持つとともに、通学の安全等を考慮して隣接市への転出で、かつ通学時間が概ね 40 分以内となります。（中学校 3 年生は隣接市または隣接市以外への転出で概ね 60 分以内）

・通学方法は、徒歩または公共交通機関（電車・バス）の利用に限ります。

・中学生で区域外就学を申請する場合、就学時から居住していた期間分の電気、ガス、水道を使用して支払った証明書等（市内での居住実態を証明できる書類）を提出できないときは、区域外就学を承諾することはできません。

※支払証明書は支払者、使用量及び料金の記載があるものが必要です。発行料金等は事業者に直接確認してください。申請時に原本が必要です。（写し不可）居住期間が短い場合、使用量の記載がない場合、基本料金のみ支払いの場合等は居住実態があったとは認めません。

※「賃貸借契約書」では居住していたことを確認できないため、区域外就学は承諾できません。

・中学生で、以前の住民登録地（住所地）に転出して区域外就学を申請するときは、教育長が認める場合を除き、区域外就学を認めません。

・区域外就学を承諾した後でも、記載内容に変更があった場合（住所変更など）は申し出て再度申請が必要となります。

小平市教育委員会 教育部学務課 学事保健担当

電話番号 042-346-9570